

日時：令和5（2023）年8月3日（木） 14:30～15:10
場所：別海町本別海1番地の95 本別海生活改善センター

第22期第13回 根室海区漁業調整委員会 議事録

1 開会

2 開会挨拶

3 出席者人員報告

4 議事録署名委員の指名

5 議題

（1）付議事項

議案第1号 知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について

議案第2号 海面における共同漁業及び区画漁業の免許申請について

議案第3号 根室海区漁場計画（素案）について（第15次定置漁業権）

議案第4号 公聴会の開催について

（2）報告事項

①すけとうだら日本海北部系群に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について

（3）その他

6 閉会

第22期第13回根室海区漁業調整委員会

- 1 開催日時 令和5年8月3日(木) 14:30~15:10
- 2 開催場所 別海町本別海1番地の95 本別海生活改善センター
- 3 出席委員 福原 正純 、 高橋 敏二 、 萬屋 昭洋 、 南出 利春 、
楠 浩 、 内藤 智明 、 相川 泰人 、 平井 敏雄 、
竹本 勝哉 、 小倉 啓一 、 庄林 満 、 三戸 正己
- 4 欠席委員 大坂 鉄夫
- 5 事務局 事務局長 松浦 謙二 、 主事 窪田 悠汰
- 6 臨席者 根室振興局 産業振興部
水産課長 菅原 敬展 、 漁業管理係長 中村 公彦 、
技師 松島 可奈枝
- 7 議題
 - (1) 付議事項
議案第1号 知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について
議案第2号 海面における共同漁業及び区画漁業の免許申請について
議案第3号 根室海区漁場計画(素案)について(第15次定置漁業権)
議案第4号 公聴会の開催について
 - (2) 報告事項
①すけとうだら日本海北部系群に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について
 - (3) その他

8 会議の内容

- 事務局長 定刻となりましたので、ただいまから、第22期第13回根室海区漁業調整委員会を開会いたします。開会に当たり、福原会長から挨拶を申し上げます。
- 福原会長 先ほどの小委員会に引き続きまして、今回の本委員会、第22期第13回根室海区漁業調整委員会の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。
委員の皆様方、そして、根室振興局水産課の菅原水産課長をはじめ、関係者の皆様方におかれましては、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。
本日の議案でございますが、委員会次第でございますとおおり、議案4件、報告事項1件となっております。
海面における共同漁業及び区画漁業につきましては、免許に係る諮問・答申の段階となりました。
定置漁場計画につきましては、概ね最終段階に入っております。
本日は、皆様のご協力によりまして慎重に審議いただけますよう、お願いいたします。誠に簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。
どうぞよろしくお願いたします。
- 事務局長 次に、ご臨席頂いております皆様につきまして、水野センター長が所用で欠席となった他は、振興局の方々については配席図をもってご紹介を省略させていただきます。
次に、本日の出席人員の報告でございますが、大坂委員が欠席となり、12名の出席となっております。
- 福原会長 本日は、定員13名のうち12名の出席を頂いておりますので、委員会は成立しております。
次に、議事録署名委員についてですが、委員会規程の第7条により、私の方から指名させていただきます。
平井委員さんと相川委員さんをお願いいたします。
それでは、ただいまから議事に入ります。
議案第1号「知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について」を上程いたします。説明を求めます。
- 事務局長 ご説明いたします。右上に議案第1号と記載された資料をご覧ください。
令和5年7月21日付けで、「いか釣り漁業（北海道沖合海域、道外者）」について、知事から諮問がございました。
詳細につきましては、振興局水産課からの説明をお願いいたします。
- 松島技師 それでは私松島から説明させていただきます。
座って説明させていただきます。
本議案につきましては、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項及び第5項の規定に基づき、制限措置の内容及び申請すべき期間について、根室海区委員会の意見を求めるものとなっております。
対象漁業につきましては、議案第1号に記載されているとおおり、いか釣り漁業（北海道沖合海域、道外者）になります。
資料めくっていただきまして、2ページの資料1、いか釣り漁業に係る告示案をご覧ください。
当該漁業につきましては、従前の許可の有効期間満了に伴う新規の許可を行うにあたり、令和5年3月8日開催の委員会で諮問し、了承されたところではありますが、今般、青森県から新規着業に係る追加公示の依頼があったことから、改めて制限措置の内容及び申請すべき期間について諮問するものとなっております。
制限措置の内容につきましては、資料1の記載どおりでありますので、後ほどお目通しいただければと思いますが、申請すべき期間につきましては、通常、1月を下らない範囲において定めることとされてるところ、本件については、6月1日から当該漁業の漁業時期が開始していること、また、青森県での調整の結果、申請予定者が特定されており、第三者による申請が想定されないことから、1月以上の申請期間を設定することは、漁業者の操業の時機を逸し、経営に著しい支障を及ぼすものと認められるため、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第2項の規定に基づき、10日間に短縮し、令和5年8月28日から令和5年9月6日を予定しております。

松島技師 次の3ページ目以降につきましては、いか釣り漁業の許可等に関する制限措置の取扱い（道外者）についての資料となっておりますので、後ほどお目通しいただければと思います。 私からの説明は以上になります。

福原会長 ただ今、議案第1号について説明がございましたが、この件につきまして質疑に入りたいと思います。
皆さんの方から、ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

(ありませんの声)

福原会長 それでは、議案第1号については、この内容を承認することといたしまして、その旨、知事に答申したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

福原会長 それでは、そのように決定いたします。
続きまして、議案第2号「海面における共同漁業及び区画漁業の免許申請について」を上程いたします。説明を求めます。

事務局長 右上に議案第2号と漁業法抜粋と記載された資料をご覧ください。
令和5年7月25日付けで北海道知事より根室海区漁場計画（第8次共同漁業権、第15次区画漁業権）に係る免許申請について、諮問がありました。
内容につきましては、漁業法第69条第1項の規定により海面共同、区画漁業に係る免許申請があったことから、同法第70条の規定により海区委員会の意見を聴くものです。
諮問文の別添として免許申請一覧表が添付されております。
漁業法の関係条文抜粋を添付しておりますので、必要に応じて参照ください。
今回ご審議いただくのは、令和5年5月31日付け北海道告示第10851号の根室海区漁場計画に係る海面共同、区画漁業の免許申請についてです。
告示された65件の漁場に対し、共同漁業権及び区画漁業権の団体漁業権に、各1件、計65件の免許申請がありました。
北海道の書類審査では、例えば2ページ目の下の方に、北海道における審査状況が記載されておりまして、65件いずれの申請も、申請の内容に不備がなく、申請期間内に到達しており、適切に申請されているとともに、申請書類等からは、いずれの申請も漁業法第71条第1項各号の「免許をしない場合」には該当しないと考えられておるとのことです。
次に、諮問を受けました当委員会での審議に係る関係法令を説明します。
漁業法抜粋の方を見ながら聞いて頂けるとありがたいのですが、漁業法第70条の規定により、知事は同法第69条第1項の規定に基づく漁業の免許申請があった時は、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないことになっています。
同法第71条第1項第1号から第4号、この点線で囲んでいる部分には、知事が免許をしない場合が規定されておりまして、諮問のあった案件について、これに該当する旨の意見を知事に述べようとする時は、同条第5項の規定によりますね、申請者に対して公開による意見の聴取を行ったうえで、この旨の意見を述べることとなるものでございます。
第71条第1項第1号につきましては、申請者が第72条に規定する適格性を有する者でない場合、と規定されておるところです。
第72条第1項第1号から第4号には、漁業権者が自ら漁業を営む区画漁業権、根室管内には無いのですが、この個別漁業権に関する適格性が規定されております。 この説明は省略しまして次です。
漁業法第72条第2項には、漁業協同組合が管理する共同漁業権及び区画漁業権の「団体漁業権」、旧称では組合管理漁業権、に関する適格性が規定されておりまして、第1号は、区画漁業権の類似漁業権の場合の適格性として、漁場の位置及び区域並びに漁業の種類が、当該現に存する区画漁業権とおおむね等しいと認められる場合（類似漁業権）であって、その組合員のうち、関係地区内に住所を有し、当該漁業を営む者の属する世帯の数が、関係地区内に住所を有し、当該漁業を営む者の属する世帯の数の3分の2以上であること、とされております。

事務局長

第2号につきましては、共同漁業権及び区画漁業権の新規漁業権の場合の適格性として、その組合員のうち、関係地区内に住所を有し1年に90日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数が、関係地区内に住所を有し1年に90日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数の3分の2以上であるものとされております。
免許をしない場合の第71条に戻りまして、第71条第1項第2号は、知事が公示した海区漁場計画の内容と異なる申請があった場合、免許はしません。
同第3号は、同種の漁業を内容とする漁業権の不当な集中に至るおそれがある場合、同第4号は、免許を受けようとする漁場の水面が他人の占有に係る場合で、占有者の同意がない場合と、規定されております。
海区委員会では、申請者が漁業法第71条第1項の「免許をしない場合」に該当するか否か、漁場番号毎に申請者1件ずつ、ご審議いただくこととなります。
事務局からの説明は以上です。

福原会長

それでは審議に入ります。
なお、審議にあたりましては、法第71条第1項の「免許をしない場合」に該当するとの意見があれば、「その理由について」発言をしてください。
免許をしない場合には該当しないとの意見であれば「該当しません」と発言をしてください。
それでは、羅臼漁業協同組合の単独申請となっている、根海共第1号、2号、3号について、該当しますか。

(該当しませんの声)

福原会長

次に、標津漁業協同組合の単独申請となっている、根海共第4号、5号、6号について、該当しますか。

(該当しませんの声)

福原会長

次に、野付漁業協同組合の単独申請となっている、根海共第7号、8号、9号について、該当しますか。

(該当しませんの声)

福原会長

次に、別海漁業協同組合の単独申請となっている、根海共第10号、11号、12号について、該当しますか。

(該当しませんの声)

福原会長

次に、根室湾中部及び別海漁業協同組合の共同申請となっている、根海共第13号、14号について、該当しますか。

(該当しませんの声)

福原会長

次に、根室湾中部漁業協同組合の単独申請となっている、根海共第15号、16号、17号、18号、34号について、該当しますか。

(該当しませんの声)

福原会長

次に、根室漁業協同組合の単独申請となっている、根海共第19号、20号、太平洋側の第25号、26号について、該当しますか。

(該当しませんの声)

福原会長

次に、歯舞漁業協同組合の単独申請となっている、根海共第21号、オホーツク海側の23号、太平洋側の第22号、24号について、該当しますか。

(該当しませんの声)

福原会長

次に、落石漁業協同組合の単独申請となっている、根海共第27号、28号につ

福原会長 いて、該当しますか。

(該当しませんの声)

福原会長 次に、野付、別海、根室湾中部、根室及び歯舞漁業協同組合の共同申請となっている、根海共第29号について、該当しますか。

(該当しませんの声)

福原会長 次に、根室、落石及び歯舞漁業協同組合の共同申請となっている、根海共第30号について、該当しますか。

(該当しませんの声)

福原会長 次に、根室、落石、歯舞、根室湾中部、別海、野付、標津及び 羅臼漁業協同組合の共同申請となっている、根海共第31号、32号、33号について、該当しますか。

(該当しませんの声)

福原会長 それでは、全ての申請者に対して、漁業法第71条第1項の「免許をしない場合」に該当するとの発言が無かったことから、全申請者について、法第72条の適格性があるものとして、知事に答申いたします。

福原会長 続きまして、区画漁業権の審議に移ります。
法第71条第1項の「免許をしない場合」に該当するとの意見があれば、「その理由について」発言をしてください。
免許をしない場合には該当しないとの意見であれば「該当しません」と発言をしてください。

福原会長 それでは、羅臼漁業協同組合の単独申請となっている、羅海区第1号、2号、3号、4号、5号、6号、7号、8号、9号、10号、11号、12号、13号、14号、15号、16号、17号、18号、19号、20号、21号、22号、23号、24号、25号、26号について、該当しますか。

(該当しませんの声)

福原会長 次に、標津漁業協同組合の単独申請となっている、標海区第1号について、該当しますか。

(該当しませんの声)

福原会長 次に、根室漁業協同組合の単独申請となっている、根海区第1号について、該当しますか。

(該当しませんの声)

福原会長 次に、根室湾中部漁業協同組合の単独申請となっている、根海区第2号、風海区第1号、温海区第1号について、該当しますか。

(該当しませんの声)

福原会長 それでは、全ての申請者に対して、漁業法第71条第1項の「免許をしない場合」に該当するとの発言が無かったことから、全申請者について、法第72条の適格性があるものとして、知事に答申いたします。

福原会長 続きまして、議案第3号「根室海区漁場計画(素案)について(第15次定置漁業権)」に関して、根室振興局長から協議がございましたので、振興局からの説明を求めます。

それでは、第15次定置漁業権の海区漁場計画素案について説明させていただきます。座って説明させていただきます。

右上に議案第3号とある資料をご覧ください。

海区漁場計画につきましては、漁場計画策定要領に基づきまして、振興局から根室海区漁業調整委員会へ協議することとなっております。資料の1ページ目がその協議文となっています。

資料2ページ目をご覧ください。

こちらが、第14次と第15次漁場計画素案の対比表となっております。

第14次の漁場計画では、当管内の定置漁業権は175件ありましたが、15次では7件の漁場が廃続となりまして、168件となる見込みとなっております。

続きまして、資料3ページ目をご覧ください。

こちらが漁場計画の素案となっております。

漁場計画ですけれども、「1 免許予定日」、「2 申請期間」については、まだ決まっておりませんので空欄とさせていただきます。

続きまして、3の漁業権に関する事項ですが、草案からの変更がありました漁場についてご説明させていただきます。

今回、漁場番号が変わる箇所がありますので、備考欄に旧漁場番号を記載しておりますので参考としてご覧ください。

まず、資料3ページ目の羅さけ・いか定第6号については、継続協議としていましたが、協議の結果、第14次と同様の漁場計画を設定いたします。

続きまして、羅さけ・いか定第7号ですけれども、こちらは漁場を廃止いたします。それに伴いまして、羅さけ・いか定8号から33号につきましては、漁場番号が一つずつ繰り上がる事となります。

次に資料2ページ目、羅さけ・いか定第13号、旧漁場番号で言いますと14号となりますけれども、こちらについては、区域変更の要望が上がってきております。変更前と変更後の図面については、資料の一番最後、64ページに添付しております。黒枠が14次の漁業権、赤枠が15次の漁業権の要望内容となっております。先ほど小委員会でこの内容でご協議頂き、ご了解いただいておりますので、振興局案としては、引き続き道庁漁業管理課と協議を行って参りたいと考えております。

次に資料5ページ目、羅さけ・いか定第30号、旧31号になりますけれども、こちらは春期操業の新規要望がありましたが、要望取り下げのため、第14次と同様の漁場計画を設定いたします。

次に資料6ページ目になります。羅さけ・いか定第32号、旧33号になりますけれども、こちらについては春操業を廃止するため、漁業時期を変更しております。

続きまして資料13ページ目をご覧ください。別さけ定第16号になりますが、こちらは今回漁場を廃止いたしますので、それに伴いまして別さけ定第17号から49号までの漁場番号が一つずつ繰り上がる事となります。

次に資料の17ページ目をご覧ください。温さけ定第2号ですが、こちらは移設要望がありましたが、移設については16次漁業権切替に向けて継続協議とすることとしましたので、15次については、これまで同様の漁場計画を設定いたします。

続きまして、根さけ定ですけれども、第8号、第11号、第13号、第17号、第31号となりますが、こちらについては今回漁場を廃止いたしますので、それに伴いまして、それぞれ漁場番号が変わっております。

続きまして、新しい漁場番号で言いますと、根さけ定第13号、旧16号になりますけれども、こちらについては廃止要望があり漁場計画の設定をどうするか継続協議としておりましたが、今回、漁場の必要性等を考慮しまして、新規漁場という扱いにはなりますが、第14次と同様の漁場計画を策定することで、現在、道庁漁業管理課と協議しているものです。

最後に根さけ定21号から24号、旧番号で言うところの25号から28号の4件、それと、28号、30号、31号、旧番号で言うところの33号、35号、36号の3件になりますが、こちらはこれまで春漁期の実績がないものでしたが、今後、操業が見込まれることから、新規の漁場とはなりますが、第14次と同様の漁場計画を設定することで、現在、道庁漁業管理課と協議しているものです。

資料22ページ目以降になりますが、こちらについては条件を記載しております。内容に変更はありませんが、漁場番号が変わった箇所がありますので、それを反映させております。

中村係長

資料26ページ目以降には漁場連絡図を添付しております。 廃統漁場と漁場番号の変更を反映しておりますので、後ほどご覧ください。

素案の説明については以上となりますが、一部漁場については、道庁漁業管理課と協議中の漁場がありますので、これらにつきましては、素案の内容どおり協議が整った場合には、海区委員会への協議を行わずに、この素案の内容を以て振興局最終案とさせていただきたいと考えておりますので、ご了承願います。

以上で説明を終わります。 ご審議よろしく申し上げます。

福原会長

ただ今、議案第3号につきまして、振興局から説明がございましたが、これにつきまして、皆さんの方から何か、ご質問等はございませんでしょうか。

(ありませんの声)

福原会長

それでは、議案第3号につきましては、現時点では特段の意見が無いことを根室振興局長に回答したいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

福原会長

それでは、そのように決定いたします。

福原会長

続きまして、議案第4号「公聴会の開催について」説明を求めます。

事務局長

定置漁業権の漁場計画に関する公聴会の関係ですが、公聴会の開催については、公聴会手続規程第2条により、「あらかじめその決議をしなければならない」となっておりますことから、今回、議案として上げさせてもらっているものでございます。

資料裏面には全体的なスケジュールがあります。 左側が共同・区画で、今回の適格性諮問答申があつて、後は免許を待つばかりの状況となっております。定置の方は、本日小委員会での素案協議、本委員会での素案協議がありまして、この素案が本庁との協議が相整えば、イコール最終案と言うことで、8月中旬には漁場計画最終案として持って行ければ、漁場計画原案を8月中旬に策定して、1ヶ月間インターネット上で広く意見を聞きながら、10月上旬には漁場計画の諮問が予定され、この諮問に対して意見を言うときに必要なのが公聴会なものですから、今のところ10月中旬の開催が想定されます。

10月には例年定例的な委員会が予定されてますので、出来るならば定例的な委員会と公聴会終了後の答申委員会は10月下旬の同一日に出来ればと思っております。

その答申が終わりましたら、本庁の方で漁場計画を樹立して、免許申請は11月に入るとスタート出来るのかなと、12月上旬には免許適格性の諮問が来る予定です。

管内の定置免許は約170、漁場計画一つ一つに対して委員会の審議を残すために、今回の共同区画のようにまどろっこしい確認をさせて頂くこととなりますので、ご協力をよろしく申し上げます。

その様なスケジュールを想定しまして、資料1ページ目に戻って左側に共同区画の時の公聴会スケジュールを想定しながら、三日で回ればと思っておりますが、この辺は今から日程決めて開催決議することが難しいので、日程については、会長に一任とさせて頂き、後日、調整させて頂きたいと思っております。

また、共同漁業権の公聴会の様なスケジュールを考えておりますが、待ち時間があったり、移動がタイトだったりしたところは色々意見はあったところですが、公聴会は何があるか解らないところもありますので、ある程度余裕を持ちながら日程調整できればと思っております。 事務局からは以上です。

福原会長

議案第4号について説明がございました。 この件につきまして質疑に入りたいと思います。

何か、ご質問等ございませんか。

(ありませんの声)

福原会長

それでは、議案第4号につきましては、定置漁業権の公聴会は開催すること
といたしまして、日程は後日調整をさせていただきます。
そのように進めさせていただきますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

福原会長

それでは、そのように決定いたします。

福原会長

以上で、付議事項を終了いたします。
続きまして、報告事項1について説明を求めます。

事務局長

すけとうだら日本海北部系群でございますが、令和5年2月に諮問のあった
融通ルールに基づく対応として、令和4管理年度からの繰越が水産庁より北海
道に配分されたことによる変更として、334トンの増加となったとの内容で
ございます。

報告事項は事務局からは以上ですが、その他で説明しようとした内容について
も一括して続けてよろしいでしょうか？(了解)

次回委員会につきましては、公聴会スケジュールの際に説明したように、10月
下旬頃を予定しております。

このほか、委員の皆さんの資料には先日届きました「北海道水産業・漁村の
すがた」という冊子を添付しておりますので、執務の参考にして頂ければと思
います。事務局からは以上です。

福原会長

ただ今、報告事項とその他について説明がありました。
皆さんの方から何か質問等ございますか。

(ありませんの声)

福原会長

そのほか、全体を通しまして、何かございますか？

(ありませんの声)

福原会長

無いようでございますので、以上をもちまして、第22期第13回の委員会
を閉じたいと思います。

本日は、長時間に及ぶ審議でございました。誠にありがとうございました。

(15:10終了)